

令7年度に向けた介護予防ケアマネジメント作成研修(総合事業事業を含む)

介護予防・日常生活支援総合事業について			
項目	NO.	質問	回答
令和7年10月以降の通所サービスについて	1	新規利用者を明確にして欲しいです。	10月以降新たに通所型サービスを利用する方を新規利用者としてください。
	2	「要支援1の方原則全員」の例外について具体的に知りたいです。	要支援1、事業対象者は、原則、A8または短期集中通所Cから利用開始してください。 認知症や難病、ガン末期などの利用者については、例外としてA6の利用を可とします。 要支援2の方は、A8、短期集中通所Cを推奨利用とします。
	3	A8や短期集中通所Cに移行するのは新規利用者のみで、既存利用者は含まないのでしょうか。	要支援1・要支援2の既存利用者の方は10月以降もA6の継続利用は可能ですが、更新や区分変更申請で結果が出た時点で、ケアマネジャーのアセスメントが必ずなされると思います。ご本人の状態像や心身の状況を鑑みてサービスをご利用ください。
	4	要支援1の方が既にA6の通所を利用している場合、A8に切りかえた方が良いでしょうか。	
	5	例えば、要支援1の方が短期集中通所Cを利用している最中に心身状態が変化した場合、場合によってはA6へ利用変更することはできますか。	食事や入浴など選択的サービスを利用しないとその方の生活が保持できない状況であるということであれば、A6へのサービス変更は同然のこととされます。
	6	事業対象者がなぜA6を利用できないのですか。	基本チェックリストにより該当した「事業対象者」の方は、簡便に迅速なサービス利用を可能にし、速やかに状態の改善を目指していただくためです。
	7	A8事業所と短期集中通所Cの会場や開催回数が増える予定や計画はありますか。	A8事業所を増やすため事業所の勧奨を引き続き行います。送迎範囲につきましても交渉していく予定です。 短期集中通所Cについては、令和7年度は16コース実施予定です。日程については、豊島区公式ホームページをご確認ください。
としま入浴通所サービス	8	としま入浴通所サービスは要介護者でも利用することはできますか。	総合事業のため、要支援・事業対象者向けのサービスです。本事業は、省令140条の62の4第1項第3号に定める弾力化の対象とはしていません。要介護の場合は通所介護での入浴をご検討ください。
	9	サービス提供範囲は東側圏域とのことですが、他の圏域での提供予定はありますか。	入浴資源の地域差が生じているため、東側圏域で委託による入浴通所サービスを実施しました。 西側圏域については今後、状況を鑑みて検討します。現況では、指定事業所をご利用ください。
	10	対象圏域外(=西側圏域)の方は利用することはできないのでしょうか。	
その他	11	総合事業で利用できる事業所が減少している事に対して、区としては、どんな施策を検討しているのでしょうか。	資料6ページをご確認ください。また、要介護1・2の方にも切れ目なくサービスが利用できるように訪問型サービスB・通所型サービスBなどにおいては一部弾力化を図っています。
	12	制度の変更について区民が納得できるような区の方針を示したものを用意してほしい。	「通所型サービスを利用される区民のみなさまへ豊島区からのお知らせ」というチラシを作成いたしました。区民の方への説明にご利用ください。高齢者総合相談センターまたは高齢者福祉課にて4月下旬よりお渡しできます。